

☆夜間の見守り増やすには 近所のボランティア、家事援助に名乗り 「親亡き後」見据えて (2)

【西日本新聞 me】 福祉のはなし 2021/7/15

> 重症心身障害のある4人が共同生活する福岡市早良区の「はたけのいえ」。24時間、切れ目のない「支え手」をどうやって確保しているのだろうか。実は、この家を管理・運営しているのは、世帯主の水野ひかりさん(27)ら入居者が理事を務めるNPO法人「みんなのプロジェクト」。発案した父英尚(ひでたか)さん(53)は「今は実証実験的な段階。何とか持続可能な仕組みを確立して、いつか第2、第3のはたけのいえを作れば」と将来を見据える。

日中は公的支援で

少人数での自立生活をどう実現するか。英尚さんは長年、その手法を模索してきた。スプリンクラーの設置といった基準を満たす必要がある公的なグループホームなどを建設する資金はなかった。思いついたのが、自宅を娘たちに有償で貸与し、生活拠点にしてもらう形。「障害者自身が主体的に暮らしを構築していく、という決意」を込めてNPO法人を設立、ひかりさんを代表理事とした。

4人の暮らしは基本、在宅の障害者と変わらない。それぞれ家賃や共益費として月5万円をNPO法人に支払う。日頃の支援は、各人が訪問看護ステーションやヘルパー事業所(居宅介護)と契約、看護師やヘルパーを派遣してもらう。

制度上、利用時間には制限があるものの「ヘルパーの利用を、市に(一般的な上限の)月186時間(1日約6時間)まで認められたことが大きかった」。英尚さんは、近所に通所事業やヘルパー派遣を手掛ける「地域生活ケアセンター・小さなたね」も開設している。人工呼吸器の管理やたんの吸引など医療的なケア(医ケア)に慣れたマンパワーの確保も計算できた。

午前7時にヘルパーたち、同8時に交代の看護師たちが来る。その後、4人は送迎付きの通所施設で過ごし、入浴も済ませる。帰宅に合わせて夕方ヘルパー、看護師が訪問。午後8時までは、公的な支援で十分、対応が可能という。

医ケア加算に期待

一方、夜から翌朝までの見守りは人手が見つかりにくいこともあり、大きな課題だ。当初から、それぞれが実家に帰る土日を除いて週5日、英尚さん夫婦が無償で全員に付き添う。

最近、別のヘルパー2人が夜間も入ってくれることになった。とはいえ、利用が認められる時間数の枠内では週2日が限度。「見守りはやっぱりマンツーマンが理想」と妻の睦(むつみ)さん(53)。「娘のケアで慣れている」ものの、睡眠は毎日2~3時間にとどまる。

日々の暮らしには、食事作りや掃除、洗濯を担う「世話人」も不可欠。ヘルパーは家事援助も可能だが、利用者が日中、不在の場合は認められていない。

幸い、知人らに声掛けすると計6人が名乗り出てくれた。NPO法人が有償ボランティアとして雇うことに決めた。ただNPO法人の会員は現在、趣旨に賛同してくれた有志約80人で、収入は年会費と寄付金頼み。当面の世話人の給料1年分は、ある親族が出した。

収益と人手を安定的に確保していくには「NPO法人がヘルパー事業所となって人員を派遣する形にしたり、24時間の利用が可能な重度訪問介護に切り替えたり、工夫が必要」と英尚さん。医ケアに対応する事業所への報酬の加算など、制度改正にも期待している。

思わぬつながりも

世話人をボランティアに委ねた結果、新たなつながりも生まれている。いずれも女性で、30代の子育て世代から、最年長は70代。近所の人も多く、「勤務時間外」に子連れでぶらっと寄ることもある。

ひかりさんたちは、女性たちが落ち込んでいるとき、「心を読んでいるかのように」ほほ笑む。自身に発作が出て苦しい時も「心配しないで、みたいな顔で」また笑う。

「すごく尊い時間を共有している感覚。初めから家族だったかのようです」と大岩ひかるさん(34)。鶴田薫さん(35)は「多くの人に一度、触れ合ってほしい。かわいそうとか、大変だろう、という見方は絶対、変わると思います」。はたけのいえは通学路に面しており、鶴田さんの小学生の娘が先日、近所の子と一緒に遊びに来た。

家族や医療、福祉の支援者だけの「狭い世界」に閉ざされがちな重度障害者の暮らしの場。思わぬ「風通し役」の登場で、地域に溶け込もうとしている。(編集委員・三宅大介)

重度障害者向けのヘルパー制度

障害者総合支援法に定められ、食事や入浴、排せつ介助などの身体介護や家事援助を行う「居宅介護」や、肢体の不自由な人などの長時間の利用を想定した「重度訪問介護」がある。収入が低いなどの場合、自己負担は原則発生しない。障害の程度などにより、一般的に月0.5~186時間の範囲で利用が認められる居宅介護に比べ、重度訪問介護は24時間の利用も可能な半面、事業所に入る報酬単価は低い。

…などと伝えていきます。